松戸市水道事業公告第73号
令　和　8　年　10　月　30　日

松戸市水道事業業務委託制限付き一般競争入札（郵便入札・事後審査型）の実施について

松戸市水道事業管理者　入　江　　広　海

次のとおり制限付き一般競争入札（郵便入札・事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

１	事業名称	松戸市上下水道料金徴収等業務委託
２	事業場所	松戸市二ツ木２００３番地の１他
３	履行期間	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
４	準備期間	契約締結日の翌日から令和９年３月３１日までの期間は、業務引継ぎのための準備期間として、現在、業務委託を受託している者から業務全般の内容を受け、業務の遂行に支障を来すことが無いように引継ぐものとし、これに要する費用は受託者の負担とします。
５	事業概要	小金地区及び常盤平地区の上下水道料金徴収等業務委託 （１）営業業務 （２）検針業務 （３）開栓・閉栓業務 （４）給水停止業務 （５）料金徴収等に係わるシステム関連業務　他
６	予定価格	金６５１，７２１，０００円（税抜き）
７	最低制限価格	設定あり（税抜き） ※算定方法「２２　最低制限価格算定方法」参照のこと （松戸市水道事業業務委託最低制限価格取扱要領）
８	事業担当部課	水道部　総務課 連絡先　０４７－３４１－０４３０

９　事業所の適正化に向けて

(1)　入札に係る契約を締結する能力を有していること。

(2)　業を営むに当たり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること。

(3)　業務履行中のトラブルの対処に係る体制が整っていること。

(4)　事業実態の調査・確認をさせていただくことがあります。なお、事業所の営業活動の実態等が適正でないと明らかになった場合には、契約を解除もしくは入札参加資格を抹消することがあります。

10　入札参加資格要件

入札参加者は、入札参加申請時に提出された書類については書換え、引換え等することは原則できないので、確認してから申し込むこと。また、資格要件を満たしていない者が入札に参加しても落札することはできません。

(1)　令和８・９年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載され、「その他委託」部門の「料金徴収業務」及び「メーター検針」に登録があること。

(2)　本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、松戸市水道事業建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3)　地域要件　無し

(4)　技術者は次に掲げる要件を満たすこと。

責任者

ア　本業務と同種の業務の実務経験が５年以上である者

イ　直接的かつ恒常的な雇用関係（３か月以上）である者

(5)　過去１０年間に、水道事業体発注による料金徴収業務及びメーター検針業務を元請けで受注し、履行を完了した実績を有すること。

(6)　情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証又はプライバシーマークの認証を取得していること。

(7)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。

ア　電子交換所による取引停止処分を受けた日から２年間を経過しない者又は本事業の開札日前６か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

エ　本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

オ　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

カ　事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者

キ　入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

11　申請に関する事項

(1)　申請期間

令和８年１０月３０日（金）　午前９時から

令和８年１１月１２日（木）　午後２時（必着）まで

持参による場合は、午前９時から午後４時３０分（最終日は午後２時）までとする。ただし、土・日・祝日を除く。

なお、（水道部指定用紙）とあるものについては、松戸市水道部ホームページからダウンロードすること。

(2)　申請場所

〒270-0027　千葉県松戸市二ツ木２００３番地の１　松戸市水道部　総務課

※申請方法は、対面配達（一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス）又は持参により提出すること。郵便料は、申請者の負担とする。

(3)　提出書類

ア　松戸市水道事業制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書
（水道部指定用紙）

イ　配置予定技術者（責任者）の実務経歴書（同種業務５年以上）及び直接的かつ恒常的な雇用関係（３か月以上）を示す書類（※）
（※）原則として、公的機関が発行した次のいずれかの書類の写しを提出すること。健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書、雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書、登記事項証明書の役員名簿欄、監理技術者資格者証

ウ　実績を証する契約書及び事業概要（仕様書、設計書等）の解る記載部分の写し

12　入札参加資格審査結果通知等

入札参加の適否を、ファクシミリにより令和８年１１月１６日に通知する。ただし、当該競争入札参加資格審査結果通知は、入札参加資格があると仮定し送付するものであり、開札終了後に落札候補者に対し２３（１）提出書類により審査を行う。

13　契約条項等を示す場所

(1)　契約書案及び設計図書等を示す場所

松戸市水道部ホームページ

(2)　設計図書等を示す期間

令和８年１０月３０日（金）　午前９時から

入札参加申請期限日　　午後２時まで

(3)　設計図書等の入手方法

「松戸市水道部ホームページ」よりダウンロードすること。

(4)　設計図書等に関する質疑方法

質疑方法は、(2)の設計図書等を示す期間内にメールにて質問すること。

松戸市　水道部　総務課

メールアドレス　mcsuidousoumu@city.matsudo.chiba.jp

令和８年１１月１７日（火）までに回答する。（質疑がない場合は回答しない。）

14　入札方法

競争入札参加資格審査結果通知書を受け取った者は、次のとおり入札書等を提出しなければならない。

(1)　入札書等の提出方法

松戸市水道事業郵便入札取扱要綱第５条各号による。

(2)　費用の負担

郵便入札における入札書の提出に係る郵便料については、競争入札の結果にかかわらず、郵便入札参加者の負担とする。

(3)　入札参加資格があると認めた場合、原則として入札を辞退することは認めない。

15　入札書提出期限及び提出先

(1)　日　時　令和８年１１月２４日（火）　午後４時３０分必着

(2)　提出先　〒270-0027　千葉県松戸市二ツ木２００３番地の１　松戸市水道部　総務課

16　入札執行日時及び場所

(1)　日　時　令和８年１１月２５日（水）　午前１０時

(2)　場　所　松戸市水道部　小金庁舎２階　入札室

17　開札について

開札は前項の入札執行日時及び場所にて、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が当該入札事務に関係のない職員を立会人に指定して執行するものとする。

18　入札保証金について

入札に参加する者の見積もる契約金額（税込み）の１００分の５以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者が本事業の公告の日から過去２年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

(1)　保険会社との間に本事業を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　本事業の公告日前日から過去１０年以内において本事業と同種の官公庁等発注事業を１件以上誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

19　契約保証金について

契約金額（税込み）の１００分の１０以上の額を納付すること。　ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

(1)　契約の相手方が保険会社との間に松戸市水道事業を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2)　契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

20　入札の中止

(1)　入札の執行は、松戸市水道事業の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市水道事業は、その賠償の責を負わないものとする。

(2)　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市水道事業は、その賠償の責を負わないものとする。

21　入札の無効

松戸市水道事業会計規程第１２０条の規定に基づく、松戸市財務規則第１３１条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札

(2)　指定した入札書以外の入札

(3)　入札金額を訂正した入札

(4)　内訳書の提出を条件とする入札において、事業費内訳書（水道部指定用紙）の提出がない入札

(5)　事業費内訳書記載項目の事業名称・事業場所を誤記入した入札

(6)　事業費内訳書の内訳項目それぞれの金額の合計額（委託価格）が誤っている入札

(7)　入札金額と事業費内訳書の委託価格が異なる入札

(8)　予定価格を事前公表している場合にあっては、予定価格を超える入札

(9)　メール、ファクシミリ、電報及び電話による入札

(10)　入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札

(11)　明らかに連合であると認められる入札

(12)　その他入札に関する条件に違反した入札

22　最低制限価格算定方法

本事業の最低制限価格は、予定価格（税抜き）に１００分の８０を乗じて得た額とし、１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

23　入札参加資格審査及び落札者の決定方法

落札候補者（第１位）となった者へは、開札日の翌々日（土・日・祝日を除く。）の午後４時３０分までに下記の(1)提出書類を水道部総務課まで提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。審査の結果、資格があると確認された場合は落札者と決定する。もし、資格がない場合は、次順位の者を審査し、以下も同様とする。

(1) 提出書類

水道部指定用紙とあるものについては、松戸市水道部ホームページからダウンロードしてください。

ア　事業所の適正化に向けた誓約書　　（水道部指定用紙）

イ　特定関係調書　　（水道部指定用紙）

※令和８年度に１度提出している場合、２回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。

ウ　その他入札参加資格要件を満たすことを証明するために必要と認める書類

エ　松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて３か月以内に発行された以下の納税証明書の写しを提出すること。

・　法人市民税（法人の場合）　　：直近１事業年度分

・　市県民税（個人事業主の場合）　：直近１年度(令和８年度)分

・　固定資産税（課税されている場合のみ）　：直近１年度(令和８年度)分

※ただし、当該年度分を完納していることが確認できる納税証明書の場合には、発行日を問わない。

※松戸市税の滞納がある場合、入札参加の申請はできない。

24　落札価格の決定

入札金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

25　契約締結時期

落札者の決定後、７日以内に契約を締結しなければならない。

26　支払条件等

(1)　委託料の支払い方法は、各年度支払限度額までとし、履行期間の６０ヶ月で均等に除した額を、業務完了検査合格後、毎月支払うものとする。（端数調整有）

(2)　前金払　　無

(3)　部分払　　無

27　入札に関する問い合わせ先

松戸市水道部総務課　電話 047-341-0430　・　ファクシミリ　047-349-0881

※電話での問い合わせは、平日の午前９時から午後４時３０分まで（最終日は午後２時まで）

メールアドレス　　mcsuidousoumu@city.matsudo.chiba.jp

松戸市水道部ホームページ

https://www.city.matsudo.chiba.jp/suidou/jigyousha/nyusatsu_pr/index.html